

議案第 6 号

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加西市条例第 14 号)
の一部を次のように改正する。

第 23 条を削り、第 24 条を第 23 条とし、第 25 条から第 28 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に退職したパートタイム会計年度任用職員に対するこの条例による改正前の加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 23 条の規定による報酬の加算については、なお従前の例による。

(審議資料)

総務省が示す会計年度任用職員制度に準じ、加西市会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員が退職する際の報酬の加算制度を令和7年4月1日で廃止するため、所要の改正を行うもの。